

すかがわ統計月報 3年11月発行

須賀川公共職業安定所
石川地方職業相談室

962-0865 須賀川市妙見121-1

(電話)0248-76-8609

963-7845 石川郡石川町字高田234-1

(電話)0247-26-2484

管内の雇用情勢(令和3年10月内容。パートを含む)

求人倍率



■新規求人倍率 1.62倍(対前年同月比0.27ポイント増、対前月比0.18ポイント減)

10月の新たな求職申込みは429件、求人申込みは695人分でした。これは、1件の求職申込みに対し1.62人分の求人が申込みましたこととなります。

※新規求人倍率:新規求人数/新規求職者数

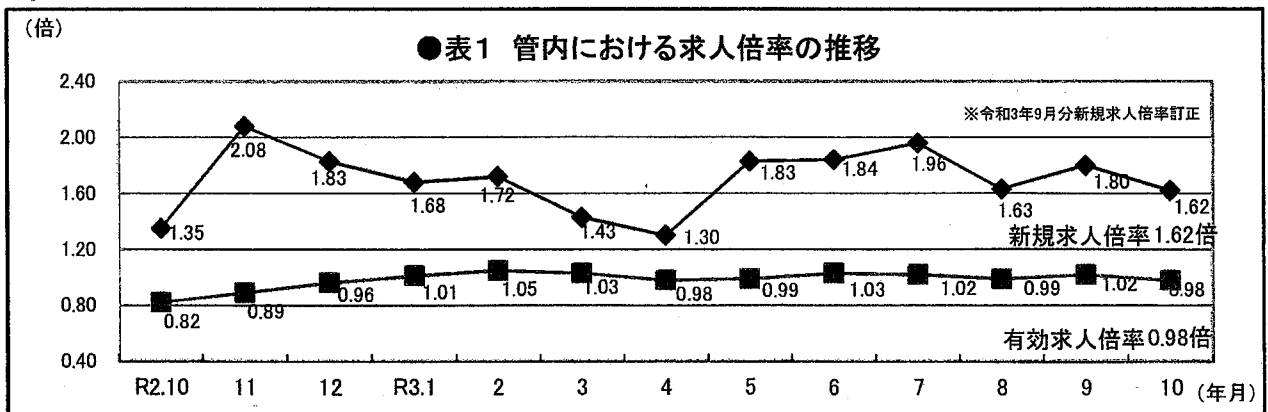
新規求人倍率は、労働力需給状況の変化の先行的な動きをとらえることができるとされています。

■有効求人倍率 0.98倍(対前年同月比0.16ポイント増、対前月比0.04ポイント減)

9月から引き続き求職している方と10月に新たに求職申込みした方の合計が1,913人であったのに対し、9月から繰り越された求人と10月に新たに申込みされた求人の合計は1,883人でした。これは、1人の求職者に対し0.98人分の求人になります。

※有効求人倍率:有効求人数/有効求職者数

有効求人倍率は、労働市場の需給状況を示す代表的な指数とされています。

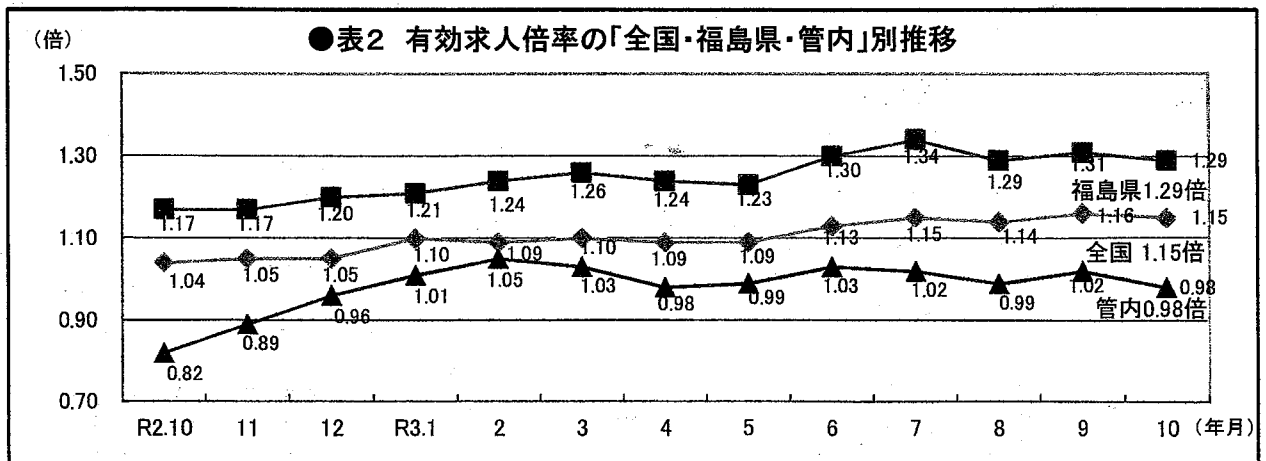


■有効求人倍率 【全 国】1.15倍(対前年同月比0.11ポイント増、対前月比0.01ポイント減)

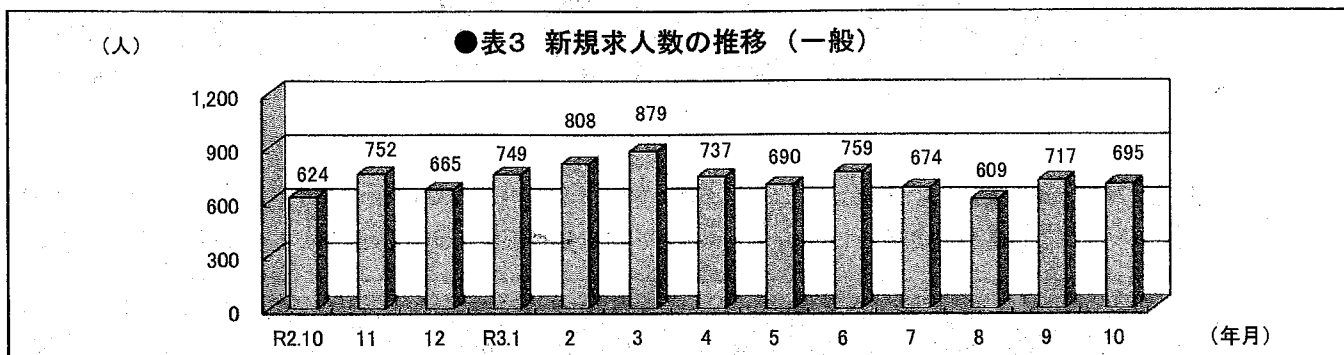
【福島県】1.29倍(対前年同月比0.12ポイント増、対前月比0.02ポイント減)

【管 内】0.98倍(対前年同月比0.16ポイント増、対前月比0.04ポイント減)

※なお、令和2年12月以前の数値は、令和3年1月分公表時に新季節指数により改訂されています。



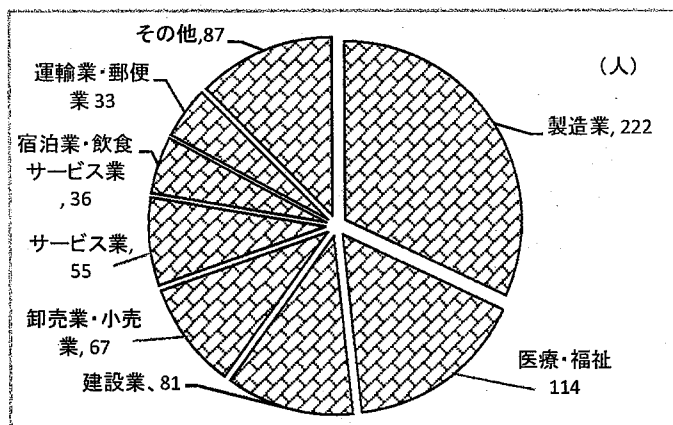
■新規求人数 695人 (対前年同月比11.4%増、対前月比3.1%減) (表3)



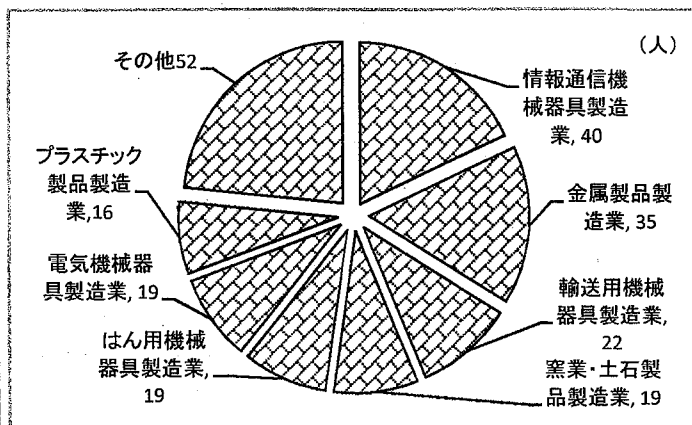
10月の新規求人数を産業別に見ると、製造業が222人と最も多く、全体の31.9%を占めており、次いで医療・福祉、建設業、卸売業・小売業となっています。(表4)

また、製造業求人の内訳は、情報通信機械器具製造業が40人と最も多く、製造業全体の18.0%を占めており、次いで、金属製品製造業、輸送用機械器具製造業となっています。(表5)

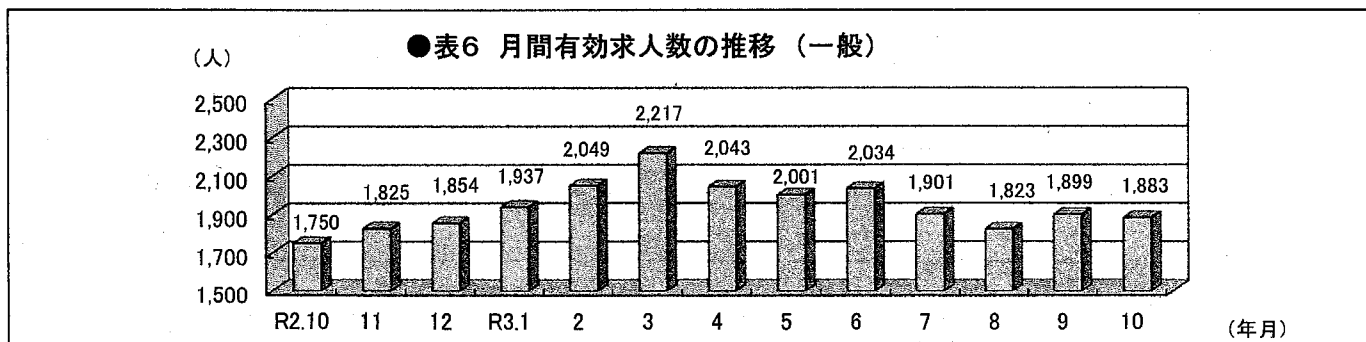
●表4 新規求人数の産業別内訳(10月)



●表5 新規求人数(製造業)内訳(10月)

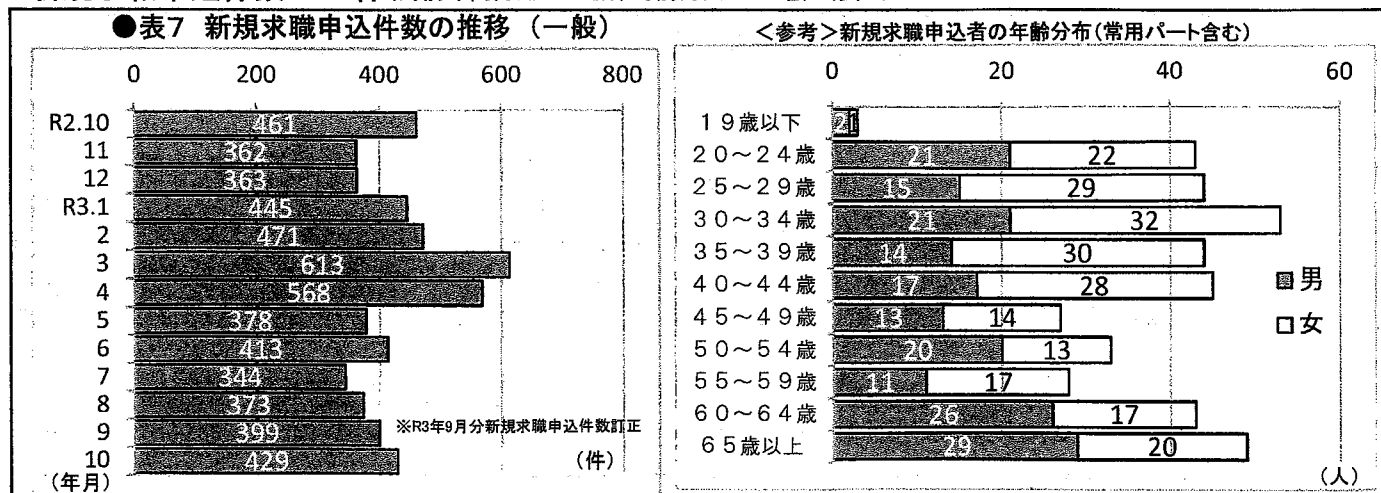


■月間有効求人数 1,883人 (対前年同月比7.6%増、対前月比0.8%減) (表6)

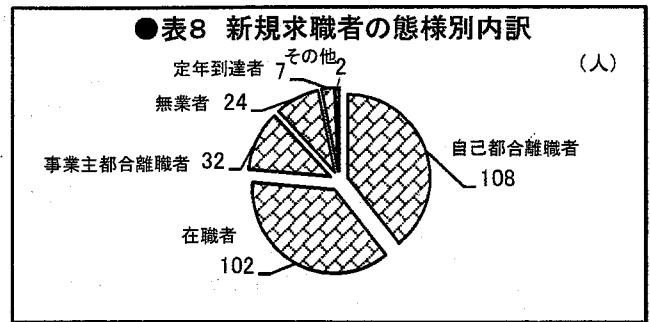


求 職

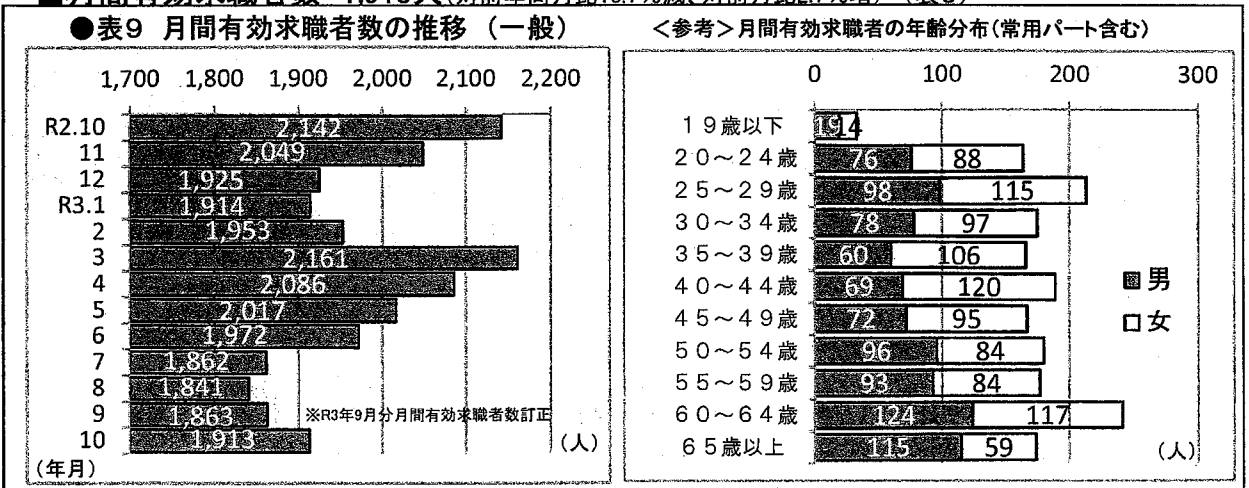
■新規求職申込件数 429件 (対前年同月比6.9%減、対前月比7.5%増) (表7)



10月の新規求職申込件数275件(パートを除く常用。)を態様別に見ると、自己都合離職者が108人と最も多く、全体の39.3%を占めており、次いで在職者(構成比37.1%)、事業主都合離職者(同11.6%)、無業者(同8.7%)、定年到達者(同2.5%)となっています。(表8)



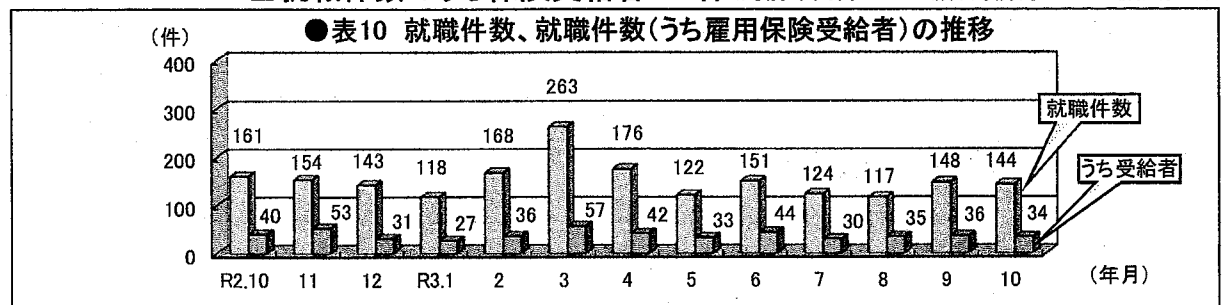
■月間有効求職者数 1,913人(対前年同月比10.7%減、対前月比2.7%増) (表9)



敷地内駐車場が満車の場合、第2駐車場をご利用下さい。

就 職

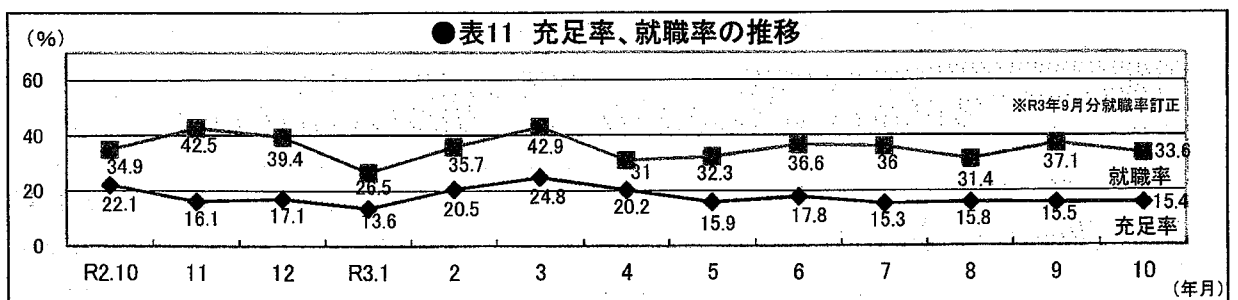
■就職件数 144件(対前年同月比10.6%減、対前月比2.7%減)
 ■就職件数のうち保険受給者 34件(対前年同月比15%減、対前月比5.6%減)(表10)



充足率、就職率

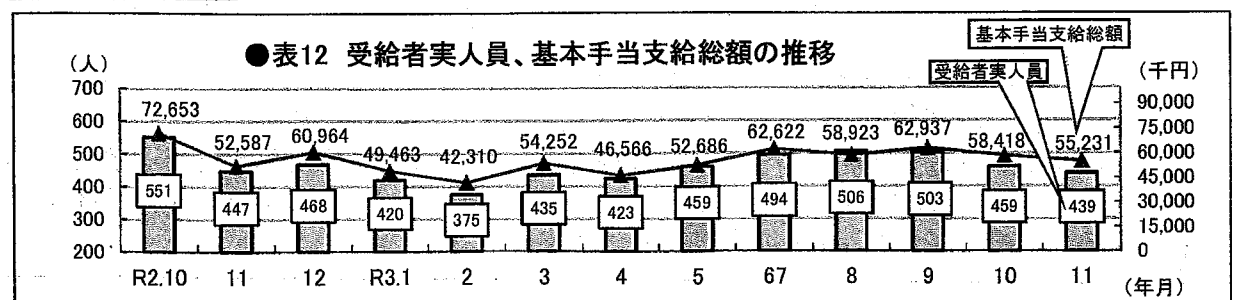
■充足率 15.4%(対前年同月比6.7ポイント減、対前月比0.1ポイント減)
 ■就職率 33.6%(対前年同月比1.3ポイント減、対前月比3.5ポイント減)(表11)

充足率は、新規求人のうちどれだけ充足したかを示します。就職率は、新規求職のうちどれだけ就職したかを示します。



雇用保険

■雇用保険受給者(一般)実人員 439人(対前年同月比20.3%減、対前月比4.4%減)
 ■雇用保険基本手当支給総額 55,231千円(対前年同月比24.0%減、対前月比5.5%減)(表12)



ハローワーク須賀川 介護事業所ミニ面接会

福祉分野における人手不足が状態化している現状を踏まえ、令和3年11月11日（木）に須賀川市労働福祉会館で介護就職デイ（介護事業所ミニ面接会）を開催しました。当日は事業所3社、求職者14名が参加しました。

事業所の採用担当者より企業PR終了後、各ブースにてミニ面接会を実施しました。

参加した求職者の方は、事業概要や会社内の雰囲気等、事業所の方の貴重なお話を熱心に聞いておりました。参加企業からは次回開催を切望する声がありました。



特定（産業別）最低賃金が改正されます。

業 種	最低賃金額	発 効 日
自動車小売業最低賃金 （二輪自動車小売業（原動機付自動車を含む）を除く。）	894 円 (868 円)	令和3年12月24日
輸送用機械器具製造業最低賃金	890 円 (870 円)	令和4年1月13日 (予定)
計量器・測定器・分析機器・試験機・ 測量機械器具・理化学機械器具、時 計・同部品、眼鏡製造業最低賃金	889 円 (868 円)	令和4年1月13日 (予定)
電子部品・デバイス・電子回路、電気機 械器具、情報通信機械器具製造業最低賃 金（医療用計測器製造業（心電計製造業を除 く。）を除く。）	856 円 (834 円)	令和4年1月13日 (予定)
非鉄金属製造業最低賃金	886 円 (866 円)	令和4年1月13日 (予定)

※（ ）内の金額は、改正前の最低賃金額です。

※次に掲げられる者は除かれますが、福島県最低賃金（828円）が適用されます。

- ① 18歳未満又は65歳以上の者
- ② 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- ③ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者
- ④ ①～③のほか「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」にあっては、小型電動工具若しくは手工具を用いて行う穴あけ、かしめ、巻線、組線、取付け又は小物部品の包装若しくは箱入れの業務に主として従事する者